

様式第8号（様式第3号との整合性に注意すること）

## 最低基準調書

- 1 保育所名
- 2 設置主体名
- 3 経営主体名
- 4 所在地 阿見町大字荒川本郷
- 5 定員 \_\_\_\_\_人  
 (0歳児 人, 1歳児 人, 2歳児 人, 3歳児 人, 4歳児 人, 5歳以上児 人)

6 建物の構造

- (1) 建 物 (構造別 造 階建)  
 ・自己所有 ・その他 ( )  
 ・賃貸借 (期間 \_\_\_\_\_年間)

[注1] 添付書類

- ①施設の案内図・配置図 ②建物の各階平面図・立面図  
 ③建物内外主要部分の写真 ④建築確認通知書及び検査済証の写し  
 ⑤建物の登記簿謄本又は使用の権利を証する書類

(2) 設 備

室 名	適合状況	室数	延床面積	最低基準面積等
乳 児 室	/		m <sup>2</sup>	1.65 m <sup>2</sup> × 2歳未満児定員数 人 = m <sup>2</sup>
ほ ぶ く 室			m <sup>2</sup>	3.3 m <sup>2</sup> × 2歳未満児定員数 人 = m <sup>2</sup>
小 計	(適・否)		m <sup>2</sup>	<指導基準 (適・否)> 5.0 m <sup>2</sup> × 0歳児定員数 人 = m <sup>2</sup> 3.3 m <sup>2</sup> × 1歳児定員数 人 = m <sup>2</sup>
保 育 室	/		m <sup>2</sup>	1.98 m <sup>2</sup> × 2歳以上児定員数 人 = m <sup>2</sup>
遊 戯 室			m <sup>2</sup>	保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合 (適・否)
小 計	(適・否)		m <sup>2</sup>	保育室又は遊戯室を3階以上に設ける場合 (適・否)
調 理 室	(適・否)		m <sup>2</sup>	
調 乳 室	/		m <sup>2</sup>	沐浴設備 (有・無)
医 務 室	(適・否)		m <sup>2</sup>	静養室の機能 (有・無)
児 童 用 便 所	(適・否)		m <sup>2</sup>	保育士休憩室 (適・否)
沐 浴 室	/		m <sup>2</sup>	調理員休憩室 (適・否)
一時的保育用保育室			m <sup>2</sup>	調理員専用便所 (適・否)
地域子育て支援相談室			m <sup>2</sup>	事 務 室 (適・否)
食 堂			m <sup>2</sup>	保育に必要な用具 (適・否)
乳幼児健康支援一時預かり事業用スペース			m <sup>2</sup>	
そ の 他			m <sup>2</sup>	
合 計			m <sup>2</sup>	

7 土地の状況

(1) 所有形態

・自己所有 \_\_\_\_\_ ・その他 ( \_\_\_\_\_ )

・地上権・賃借権設定 (期間 \_\_\_\_\_ 年間)

[注1] 添付書類

①公図 \_\_\_\_\_ ②所在図 \_\_\_\_\_ ③地積測量図

④土地の登記簿謄本又は使用の権利を証する書類

(2) 面積

建築面積	m <sup>2</sup>	
屋外遊戯場	m <sup>2</sup>	3.3 m <sup>2</sup> × 2歳以上児定員数 人 = m <sup>2</sup> (適・否)
その他	m <sup>2</sup>	
合計	m <sup>2</sup>	

8 備品・遊具の状況 (予定)

備 品		屋内遊具		屋外遊具	
品名	数量	品名	数量	品名	数量

9 職員の状況

(1) 職員の構成

職名	氏名	年齢	資格取得年月日	経験年数	給与 (本俸)

[注1] 添付書類

①職員の履歴書 \_\_\_\_\_ ②職員の資格証明書 (見込証明書) の写し

③調理業務を第三者に委託して給食提供する場合には調理業務委託契約書の写し

(2) 職員配置の適合状況

		定員 (入所児童数) (人)	職員数			備考 (定数と現員の差 等について)
			保育士 1人当たり	定数 (人)	現員 (人)	
所 長						
保 育 士	年 齢 別	0 歳 児		3 : 1		
		1 ~ 2 歳 児		6 : 1		
		3 歳 児		20 : 1		
		4 歳 以上 児		30 : 1		
		小 計				
	休憩保育士					
計						
調 理 員 等	調 理 員					
	そ の 他					
	計					
合 計						
嘱 託 医						

[注1] 年齢別保育士定数は、各年齢別に少数第1位まで計算し(第2位切り捨て)、合計を四捨五入する。

[注2] 短時間保育士を基準保育士として導入している場合には、短時間勤務保育士については実人員数ではなく、常勤保育士見合いの員数を記入すること。なお、常勤保育士見合いの数とは(常勤保育士に代えて充てた短時間保育士の所定労働時間数の合計÷常勤保育士の所定労働時間数)の端数を切り捨てた数以下の員数。